

【国東市宅地造成支援事業補助金】

宅地を造成し、分譲する民間事業者に対し補助金を交付することで、定住人口の増加を図り、良好な宅地の供給を促進するための制度です。

●居住誘導区域外での分譲用宅地造成事業

1区画あたり **50万円** 1事業あたり **最大1,000万円**

●居住誘導区域内での分譲用宅地造成事業

1区画あたり **60万円** 1事業あたり **最大1,200万円**

要件

- 分譲用宅地が一団で3区画以上であること。
- 1区画あたりの面積が198㎡以上であること。
- 分譲用宅地が開発後において一戸建て専用住宅以外の用途にならないこと。
- 各区画が接する道路の幅員が4m(新設の場合は6m)であること。
- 上水道及び公共下水道の整備済区画においては、上水道及び公共下水道に接続すること。

提出書類

- (1) 国東市宅地造成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 現況写真
- (3) 土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条に規定する地図の写し
- (4) 宅地造成の設計図書(位置図、平面図、構造図など)
- (5) 宅地造成工事費見積書の写し
- (6) 事業実施工程表
- (7) 事業者の登記事項証明書及び市税等完納証明書 など



提出窓口 問合せ先

国東市役所 まちづくり推進課 まちデザイン係

TEL: 0978-72-5186